

大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟の一日も早い解決の決断を求める意見書

平成 22 年 5 月 19 日、大阪地方裁判所は大阪・泉南アスベスト被害について、国の規制権限不行使の責任を明確に認める判決を下した。

原告らは判決直後から病苦を押して上京し、国に対して控訴を断念し、一日も早く解決するよう連日の要請行動を行ったが、国は最終的に原告らの期待と信頼を裏切り、「判断する時間が足りない」などとして控訴を行った。

原告らの病気の重篤化と高齢化は、早期解決を強く求めている。

よって、本市議会は国に対し、国がいたずらに解決を遅らせることなく、早期に解決を決断することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 22 年 9 月 17 日

貝塚市議会